別表1 交付申請予約届出書 提出書類チェックリスト

届出者氏名

※別表 1-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必要書類内訳	チェック欄
1	交付申請予約届出書(様式第1号)	
2	工事請負契約書・見積書の写し ※注文書の場合、注文請書も必要 ※電子契約の場合、合意締結証明書も必要	
3	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 (カタログ、仕様書等)	
4	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる書類 (カタログ、仕様書等)	
5	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる書類 (カタログ、仕様書等)	
6	発電電力の消費量計画書(別記様式第1号)	
7	発電電力の自家消費シミュレーション結果等	

別表 1-1をご必読のうえ ☑を付けた状態でご提出ください。

別表1-1【交付申請予約届出書の必要書類について】

必要書類

1 交付申請予約届出書(様式第1号)

- ・香川県電子申請・届出システムを利用して作成してください。
- ・香川県電子申請・届出システム以外の方法で作成されたものは受付できません。
- ・香川県電子申請・届出システムへの入力のみでは、届出したことになりません。<u>帳票出力し、印刷した様</u>式を添付書類とあわせて郵送又は持参で提出してください。
- ・蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、</u> 一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合があるのでご注意ください。

2 工事請負契約書・見積書の写し

- ・原則として<u>お客様控えの写し</u>を提出してください。
- ・注文者は、<u>届出者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、届出者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要です。
- ・太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要です。
- ・蓄電池の型式が契約書又は見積書で確認できることが必要です。
- ・工事請負契約書の代わりとして、注文書と注文請書(片方のみは不可)の提出でもかまいません。
- ・電子契約の場合、<u>サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」</u>)も提出してください。契約書の写しに記載された書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致していることが必要です。

3 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類

- ・<u>設置する太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。
- ・設置する太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。

4 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる書類

- ・<u>設置するパワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。
- ・設置するパワーコンディショナーが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。

5 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる書類

- ・設置する蓄電池の型式名・定格容量が確認できるカタログ、仕様書等を提出してください。
- ・設置する蓄電池が複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。

6 発電電力の消費量計画書(別記様式第1号)

- ・<u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込</u>と、過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家 消費量見込を記入してください。
- ・見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。

7 発電電力の自家消費シミュレーション結果等

- ・発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等を提出してください。
- ・年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要です。
- ・インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。

8 その他必要となる書類

・補助金の予約受付を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表2 交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト

申請者氏名

※別表 2-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必要書類内訳	チェック欄
1	交付申請書兼請求書 (様式第4号)	
2	誓約書(別記様式第2号)	
3	住民票(<mark>原本</mark>) ※マイナンバーの記載が無いもの	
4	県税の完納証明書(<mark>原本</mark>)	
5	個人住民税の完納証明書(<mark>原本</mark>)	
6	工事請負契約書・見積書の写し ※予約時から変更があった場合に必要	Ţ
7	領収書の写し	
8	電力受給契約確認書の写し ※FIT (固定価格買取制度)を利用 連系開始のお知らせ	
	しないことがわかるもの電力受給契約のご案内	
9	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類 (検査済証の写し、建物の登記簿謄本(<mark>原本</mark>)等)	
10	建物全体のカラー写真(施工後) ※住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、住宅への配線の 子が確認できる資料(配線図・写真)が必要	様
11	太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の設置前の状況が確できるカラー写真 ※撮影日が確認できるもの	認
12	太陽電池モジュールの設置カラー写真 ※太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できること	
13	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 (カタログ、仕様書等) ※予約時から変更があった場合に必要	
14	出力対比表	
15	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料 (銘板の写真、検査成績書の写し等)	
16	太陽光発電設備の保証書の写し	
17	パワーコンディショナーの保証書の写し	
18	蓄電池(本体)の設置カラー写真	

19	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料	
	(銘板の写真、検査成績書の写し等)	
20	蓄電池の保証書の写し	
	※パッケージ型番・保証開始日が確認できるもの	
21	太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類	
	(電気配線図等)	
22	発電電力の消費量計画書 (別記様式第1号)	
	※予約時から変更があった場合に必要	
23	発電電力の自家消費シミュレーション結果等	
	※予約時から変更があった場合に必要	
24		
25	建物の登記簿謄本(<mark>原本</mark>)	
	※住民票に記載された住所以外の場所に設置する場合に必要	

…場合によっては不要

別表 2-1 をご必読のうえ ☑を付けた状態でご提出ください。

別表2-1【交付申請書兼請求書の必要書類について】

必要書類

1 交付申請書兼請求書(様式第4号)

- ・香川県電子申請・届出システムを利用して作成してください。
- ・香川県電子申請・届出システム以外の方法で作成されたものは受付できません。
- ・香川県電子申請・届出システムへの入力のみでは、申請したことになりません。<u>帳票出力し、印刷した様</u>式を添付書類とあわせて郵送又は持参で提出してください。
- ・蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、</u> 一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合があるのでご注意ください。

2 誓約書(別記様式第2号)

・必ず申請者本人が内容を確認し、同意したうえで、日付、住所、氏名を記入してください。

3 住民票(原本)

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。
- ・県外住所の場合は、前住所の記載のある住民票を提出してください。
- ・本籍地は不要です。
- ・マイナンバーが記載されたものは受理できません。

4 県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。
- ・申請者が県外在住者の場合でも、香川県のものが必要です。(発行されます。)
- ・香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターで発行しています。(69 ページの地図をご参照ください。)
- ・<u>証明手数料は1通につき 400 円(香川県証紙)</u>です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。
- ・その他証明書発行については香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターにお問い合わせください。

5 個人住民税の完納証明書(原本)

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された個人住民税の完納証明書の原本を提出してください。
- ・原則として、38、39 ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口に提出し、発行を受けてください。 (これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。)
- ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。
- ・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合) を提出してください。

6 工事請負契約書・見積書の写し

- ・原則として<u>お客様控えの写し</u>を提出してください。
- ・注文者は、<u>申請者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要です。
- ・太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要です。

- ・蓄電池の型式が契約書又は見積書で確認できることが必要です。
- ・工事請負契約書の代わりとして、注文書と注文請書(片方のみは不可)の提出でもかまいません。
- ・電子契約の場合、<u>サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)</u>も提出してください。契約書の写しに記載された書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致していることが必要です。

7 領収書の写し

- ・補助対象経費が全て含まれるものを提出してください。
- ・領収書の名義は、<u>申請者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・発行者の印があり、収入印紙を貼付のうえ、消印を行ったものを提出してください。
- ・補助対象経費は領収書の金額と一致する必要があります。
- ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものを提出してください。
- ・補助対象設備を「立替払」で購入した場合は、専用の領収書見本(43 ページの設置費に関する領収書 見本)を基に作成してください。
- ・振込による支払の場合も、必ず領収書の提出が必要です。<u>振込依頼書の控え等は、領収書の代わりに</u>なりません。
- ・割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。<u>ロー</u>ンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。

8 電力受給契約確認書の写し

- ・FIT及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが確認できる書類を提出してください。
- ・電力受給契約者は、申請者本人でなければなりません。
- ・四国電力と相対・自由契約をしている場合は、「連系開始のお知らせ」及び「電力受給契約のご案内」の 計2枚が必要です。(資料名等は変更される可能性があります。 詳しくは各電力会社にお問い合わせくだ さい。)

9 住宅の建築工事が完了していることを証明する書類

- ・<u>工事請負契約締結時に、住宅の建築工事が完了していることが確認できる検査済証の写し、建物の登</u> <u>記簿謄本等</u>を提出してください。
- ・建物の登記簿謄本の場合は、申請日から3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- ・検査済証の写しや建物の登記簿謄本の提出が困難な場合は、個別にご相談ください。

10 建物全体のカラー写真

- ・補助対象設備を設置した建物の全体が分かるものを提出してください。
- ・住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、<u>住宅への配線の様子が確認できる資料(配線</u>図、写真)が必要です。

11 太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の設置前の状況が確認できるカラー写真

- ・補助対象設備の設置前に撮影した、補助対象設備設置場所のカラー写真を提出してください。
- ・撮影日が確認できるように撮影してください。

12 太陽電池モジュールの設置カラー写真

- ・設置した太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できるものを提出してください(屋根面ごとに必要)。
- ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。
- ・太陽電池モジュールの全ての枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、<u>補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(一部分でも太陽電池モジュールが写っている写真は必要です)。

13 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類

- 設置した太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等を提出してください。
- ・設置した太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。

14 出力対比表

・原則としてメーカー発行のものを提出してください。

○発行の無いメーカーの場合

- ・<u>県の定めた書式例(40 ページ参照)と製造番号票等のコピー</u>の提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。
- ・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名/支店・営業所名をしてください。
- ・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。
 - *特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようにご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。
 - *製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていることを確認してください。 (製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)

15 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料

・型式名及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等を提出してください。(検査成績書は出荷時にメーカーが発行するものであること)

16 太陽光発電設備の保証書の写し

- ・保証開始日が確認できる保証書の写しを提出してください。
- ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。

17 パワーコンディショナーの保証書

- ・保証開始日が確認できる保証書の写しを提出してください。
- ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。

18 蓄電池(本体)の設置カラー写真

・蓄電池の設置状態が分かるカラー写真を提出してください。

19 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料

・型式名及び定格容量が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等を提出してください。

20 蓄電池の保証書の写し

- ・パッケージ型番、保証開始日が確認できる保証書の写しを提出してください。
- ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。

21 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類

・太陽光発電設備と蓄電池の連系が確認できる電気配線図(単線結線図)等を提出してください。

22 発電電力の消費量計画書(別記様式第1号)

- ・<u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込</u>と、<u>過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家</u> 消費量見込を記入してください。
- ・見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。

23 発電電力の自家消費シミュレーション結果等

- ・発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等を提出してください。
- ・年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要です。
- ・インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。

24 発電量を計測する機器の設置写真

・発電量を確認できるモニター画面等の写真を提出してください。

・補助対象設備設置から約1年後に、累計発電電力量と累計売電電力量を報告していただく必要があります。

25 建物の登記簿謄本(原本)

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された建物の登記簿謄本を提出してください。
- ・住民票に記載された住所以外の場所に補助対象設備を設置する場合に必要となります。
- ・建物種類に「居宅」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。
- ・申請者の住所(住民票の住所)と登記簿謄本に記載のある申請者の住所は、一致していることが必要です。
- ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。

26 その他必要となる書類

・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。